

山口県報

令和4年
11月18日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を

しななければならない区域の指定(環境政策課).....

換地処分の届出(都市計画課).....

防府都市計画道路事業の認可(都市計画課).....

○公告

准看護師試験の実施(医療政策課).....

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....

公共測量の実施(監理課).....

公共測量の実施の終了(監理課).....

山口県告示第三百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

下松市大字東豊井字宮浦七五一の三の一部並びに字宮ノ洲浜七六三の二の一部及び七六六の四の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第三百五十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第三項の規定により、周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行者周南市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和四年四月十八日

二 換地処分の内容

令和四年三月三十日認可された換地計画のとおり

山口県告示第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

防府市

二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・四・七松崎植松線

三 事業施行期間

令和四年十一月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

防府市伊佐江町、華城中央二丁目及び華城中央二丁目



(一九二) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和五年二月十四日（火曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

令和五年一月六日（金曜日）から同月十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十三日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年三月十四日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口

県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部医療政策課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部医療政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

九 その他
(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。
(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課（電話〇八三―一九三三―二九二八）にすること。

(一九三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

(一九四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一六一二二	幸登	その他	令	八、二、五	山口県	級外	萩市見島	多田一馬
三四六三七								

(一九四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで

(一九五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年十一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

玖珂郡和木町

三 作業の期間

令和四年六月十三日から同年九月二十六日まで

令和四年十一月十八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁